

# 愛知県立豊田高等特別支援学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) 学校としての基本認識

- ア 「いじめは人間として絶対に許されることではない」という基本的な姿勢に立って、いじめに対しては毅然とした態度で指導を行い、友人への思いやりや正義感などを育む指導の充実を図る。
- イ いじめは、「どの子どもどの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、いじめの兆候を感じとったときには、一人で問題に当たるのではなく、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、教育相談担当者、学年主任、寮務主任などと連絡をとり、学校全体として対応する。
- ウ 「ネット上のいじめ」の問題も生じていることから、教育活動全体を通して情報モラル教育を行い、家庭・地域と連携して携帯電話など情報機器の適切な取扱い方法を身に付けることができるようにする。

### (2) いじめの定義

生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

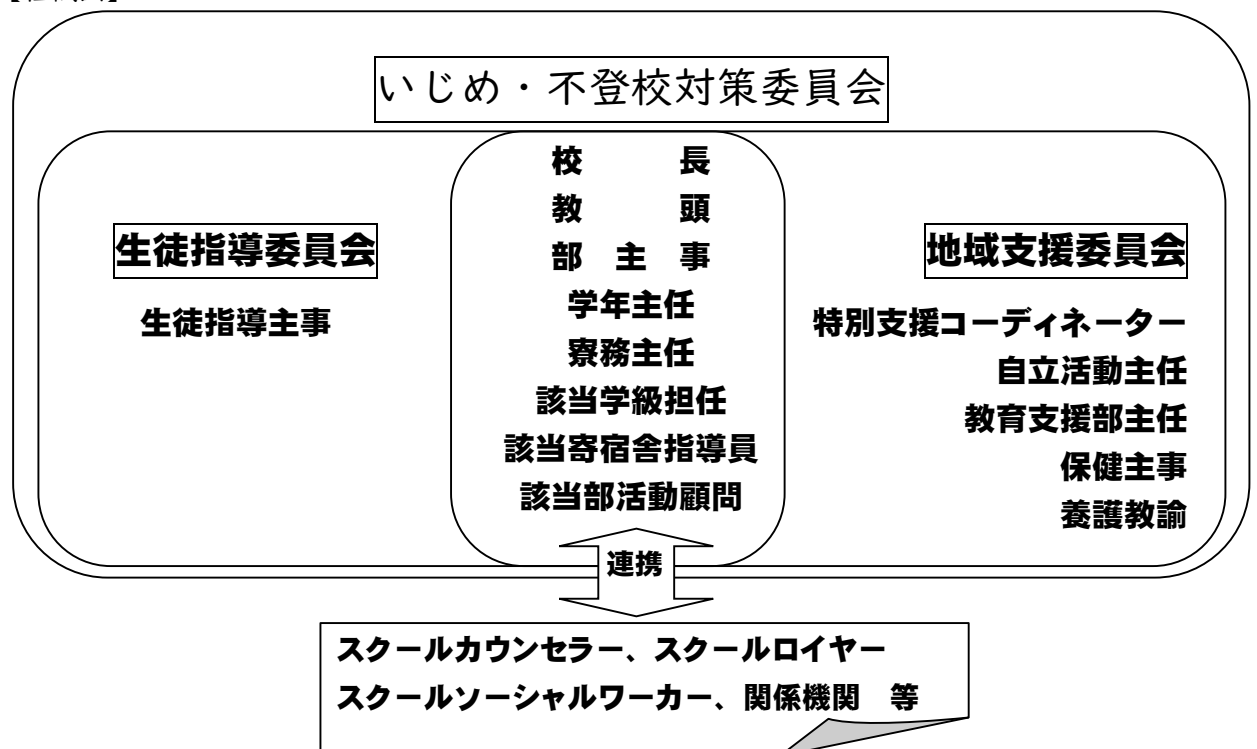
### (3) いじめの解消

- ア いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している。
- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

## 2 いじめ防止対策組織について

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（例：P D C Aサイクル）

P（PLAN：計画）

いじめ防止の年間計画の策定

D（DO：実行）

取組の実践

C（CHECK：評価）

「取組評価アンケート」「学校評価（中間評価）」の実施

A（ACT：改善）

「取組評価アンケート」「学校評価（中間評価）」の結果の検証

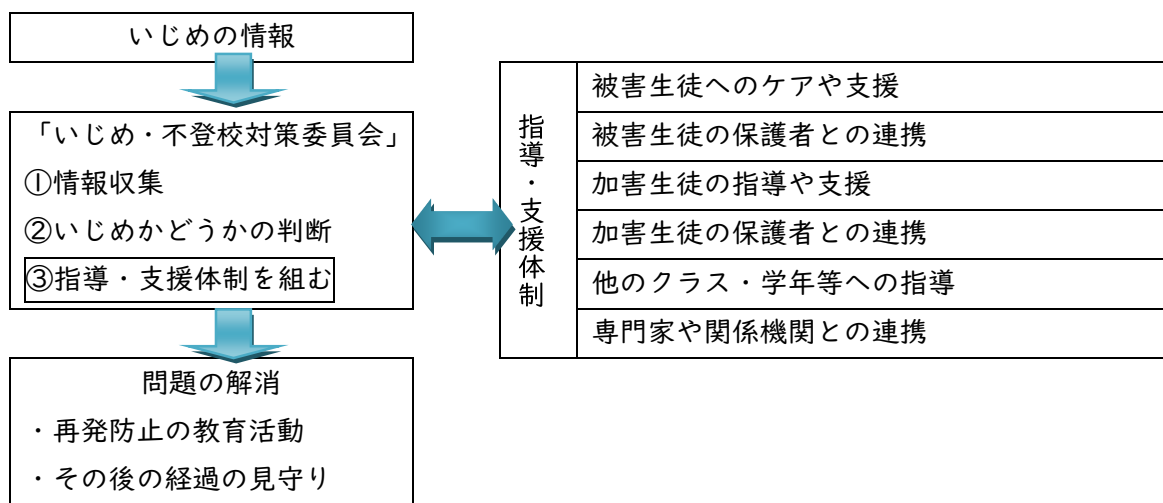
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で年1回「いじめ・不登校」をテーマにした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を学校経営案及びホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

- (ア) いじめにより、重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (イ) いじめにより、生徒が長期欠席を余儀なくされている疑いがあるとき。
- (ウ) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ・「いじめ防止対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係をしない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事態関係を明確にするための調査を実施

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合う。

いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ・関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

- ・希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめ防止等の取組

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修等を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○美化活動や立哨活動等地域の方との活動の充実 【生徒指導部】</p> <p>○「生徒会通信」（いじめの内容を含むアンケート）の実施 【生徒指導部：生徒会】</p> <p>○個人相談の実施 （随時：養護教諭） 【各学年・教育支援部】</p> <p>○健康調査の実施 ！【保健体育部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、管理職による講話、討論会(クラス、学年) 【生徒指導部】</p> <p>○朝の校内巡視 【各学年】</p>	<p>○生徒・教職員と共同したボランティア活動等の実施（6月、11月の美化活動、年4回の立哨活動）</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知、またはいじめの疑いがある場合は速やかに「学年会」を開き、内容を「生徒指導記録」にまとめる。また、「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 年間2回「生徒会通信（いじめの内容を含む）」を発行する。</p> <p>エ 教育相談の充実</p>	<p>○朝の校内巡視 【各学年】</p> <p>○学年主任者会 【部主事、各学年】 →情報の把握、共有</p> <p>○部会 【全職員】→情報の把握</p> <p>○学年会 【各学年】→情報の把握</p> <p>○「生徒会通信」（いじめの内容を含むアンケート）の実施 【生徒指導部：生徒会】</p> <p>○個人相談の実施 （随時：養護教諭） 【各学年・教育支援部】</p> <p>○学校非公式サイト等調査・監視事業「アディッシュ」による協力。 【生徒指導部】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者</p>	<p>○いじめ事案に対しての組織的な対応 【いじめ・不登校対策委員会：生徒指導部】</p>	

	<p>の協力、学校医や警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた場合へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>		
点検・検証・見直し		○今年度、検討する予定 (関係学年会記録に残す等)	

(2) いじめ防止基本方針 取組年間計画

月	未然防止	早期発見	保護者、地域との連携
通年	朝の校内巡視 【各学年】	朝の校内巡視 【各学年】	
	健康調査の実施 【保健体育部】	学校非公式サイト等調査 【生徒指導部】	
	個人相談の実施 【養護教諭】【各学年】	個人相談の実施 【養護教諭】【各学年】	
4回/年	立哨活動		
1～2回/月		部会【全職員】	
		生徒指導部会【関係職員】	
		学年会【各学年】	
		学年主任者会 【部主事】【各学年】	
10回/年	登下校指導（方面別含む） 【生徒指導部】		
4月	携帯スマホ安全教室 【生徒指導部】		部活動懇談会【各部活動】
	新入生歓迎会【生徒指導部】		
5月			個別懇談【教務部】
6月	生徒会通信（アンケート） 【生徒指導部】	生徒会通信（アンケート） 【生徒指導部】	授業参観【教務部】
	美化活動【生徒指導部】		
7月	生徒会行事【生徒指導部】		授業参観【教務部】
10月			授業参観【教務部】
11月	美化活動【生徒指導部】		（竜神ふれあいまつり）
12月	人権講話【生徒指導部】		授業参観【教務部】
	生徒会通信（アンケート） 【生徒指導部】	生徒会通信（アンケート） 【生徒指導部】	
3月	携帯スマホ安全教室 【生徒指導部】		個別懇談【教務部】
いじめ・不登校対策委員会：アンケート等結果の報告（随時）、学校評議員会（年2回）			